

宿泊施設バリアフリー化促進事業

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

事業内容 旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）を対象とし、下記の事業に対する支援を行う。

| 補助区分 【支援事業例】 | ① 客室の必要最低限の改修等 （一般客室のレベルアップ）  手すりの設置 段差の解消 | ② 共用部の改修等  スロープの設置 エレベーターの設置 | ③ 客室の大規模改修等 （車椅子利用者用客室等の整備）  車椅子利用者用客室の整備 |
|--|--|---|--|
| 2019年 第1期募集 平成30年度二次補正予算 公募時期：2019年3月15日～5月31日 改修工事の完了：2019年12月まで | — | — | 1 / 2 補助 上限額1,000万円 ※高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設に限る |
| 2019年 第2期募集 平成31年度予算 公募予定時期：2019年6月頃～8月頃 （詳細公表は2019年4月頃を予定） 改修工事の完了：2020年1月まで | 定額補助（必要経費の実額補助） 上限額100万円 | 1 / 2 補助 上限額500万円 ※②、③のどちらかのみ、或いは両方を実施のいずれの場合も可 | |

※申請は随時審査を行いバリアフリー化の効果が特に高いと認められるものから事業計画を認定します。認定した事業計画額の累計が予算の上限に達した場合は、期限を前倒して公募を終了する場合があります。
 ※実際のバリアフリー化改修工事等は、事業計画の認定ではなく、補助金の交付決定通知を受けた後に、正式に施工事業者と契約を締結することが可能となります。事業計画の認定を申請されてから、補助金の交付決定通知を受けるまでには、2ヶ月程度の時間を要します。

補助対象事業者の要件

（第1期募集）

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）のうち、次の2つの要件を満たす者

- ①災害時における宿泊施設の提供に関する協定を、地方公共団体と締結している組合等に所属している、又は直接に協定を締結していること
ただし、上記協定は、高齢者・障害者等の要配慮者への提供が定められたものに限る。
- ②訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

（第2期募集）

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は対象外

※上記内容は2019年3月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。